

国保広域化について

国保の現状

- ①各市町村が、個別に国保運営を行っている。
- ・被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えており、運営が困難な状況となっている。

国保広域化の概要

- ①平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担う。
- ・県にも国保特別会計、国保運営協議会が設置される。
 - ・県は「国保運営方針」を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進する。
 - ・県は、市町村ごとに「納付金」の額を定め、併せて「標準保険税率」を提示する。
 - ・給付に必要な費用（医療費）は、全額、県が市町村に交付する。
- ②市町村は、従来と同様の業務（資格管理・保険給付・保険税率の決定・賦課徴収・保健事業等、地域におけるきめ細かい事業）を引き続き行う。

広域化後の財政運営の仕組み

- ①医療費の支払いは引き続き各市町村が行う。必要な費用は県が市町村へ全額交付する。
- ②県は、交付金捻出のため、公費（国補助金や県一般会計繰入金等）を当てるとともに、市町村から「納付金」を徴収する。
- ③市町村は、納付金を支払うため、県が示す「標準保険税率」を参考に保険税率を決定し、賦課・徴収する。

納付金・標準保険税率の試算について

平成 28 年 12 月、埼玉県により第一回目の納付金・標準保険税率の試算が行われ、数値が示された。入間市については下表の通り。

納付金	医療分	支援金分	介護分	計
一般被保険者分	3,464,831,862 円	579,778,366 円	299,219,951 円	4,343,830,179 円
国保税現年課税分(27 決算)	2,429,933,140 円	648,457,449 円	210,677,657 円	3,289,068,246 円

※今回示された納付金の試算は「一般被保険者分」のみ。「退職被保険者分」は試算されていない。

標準保険税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率	9.19% (6.9%)	1.60% (1.9%)	1.41% (1.2%)
資産割率	22.32% (20.0%)	—	—
均等割額	16,842 円 (15,000 円)	4,473 円 (6,000 円)	11,551 円 (11,000 円)
平等割額	6,595 円 (6,000 円)	—	—

※ () 内は現行の入間市の保険税率・税額

- ・今回の試算では、国による新たな財政支援については見込まれていない。
- ・国が示す各係数等についても、概算の数値であり粗い内容となっている。
- ・あくまでも現時点での参考値であり、実際には数値は大きく変わるものと見込まれる。

今後のスケジュールについて

初めて全国規模で実施された試算によって、多くの課題・問題点が見いだされた。これを踏まえ、国において、納付金・標準保険税率の算定に関して、係数の設定や計算方法、システム等を大幅に見直すこととなった。

これに伴い、今後のスケジュールについても、大幅に変更となる見込みとなった。